

工事書類簡素化の手引き

～ 現場品質向上のために ～

令和 4 年 7 月改定版(抜粋)

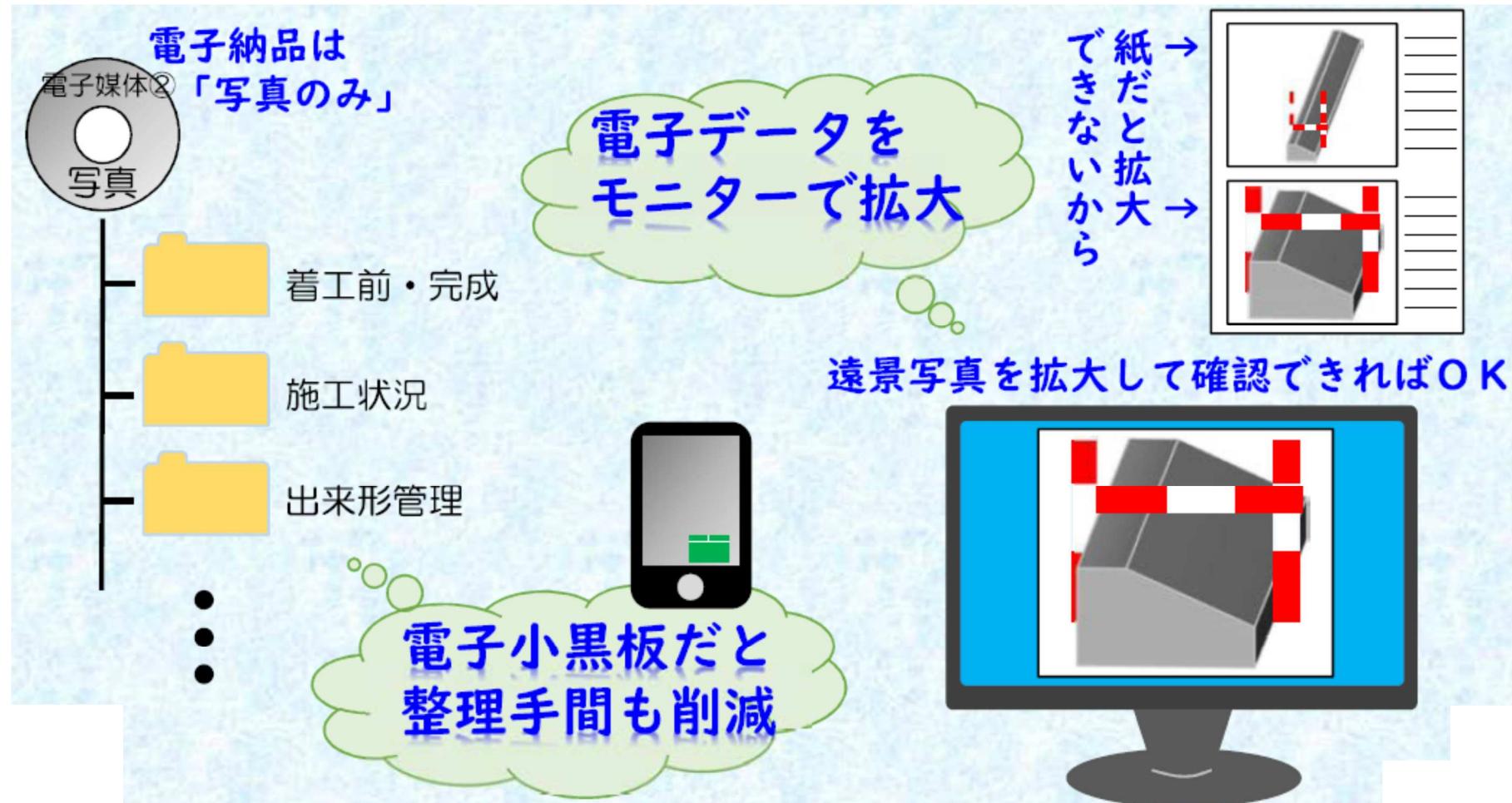
令和 4 年 7 月

中津市

Point④<<電子納品(工事写真)インデックス”の削減☞>>

今回の改訂：赤色

印刷等の手間削減に加えて、写真はモニターで拡大して確認できれば、近景写真も必要なくなります！！



詳しくは 48~49 ページ参照

1 - 1 . 施工計画書(一部改訂)

前回の改訂：緑色

今回の改訂：赤色

「維持工事等簡易な工事」及び「災害応急工事」における施工計画書の記載内容は、(1) (2) (3) (7) (8) (9) (12) の7項目のみ！

○ ○ ○ 工 事
施 工 計 画 書
令和 年 月 日
○ (株) ○ ○ 建 設
発注機関：中 津 市

目 次
(1) 工事概要
(2) 計画工程表
(3) 現場組織表
(4) 指定機械
(5) 施工方法
(6) 施工管理計画
(7) 安全管理
(8) 緊急時体制及び対応
(9) 交通管理
(10) 環境対策
(11) 現場作業環境の整備
(12) 建設副産物
(13) その他

<Memo>

・「維持工事等簡易な工事」とは、設計額300万円未満の工事

・「災害応急工事」とは、災害復旧事業に関する応急工事(工事名に「応」が含まれる工事)及び災害等で緊急的な対応が必要となり、緊急に行う発注や随意契約で契約をした工事。

・監督員の承諾を得る必要あり

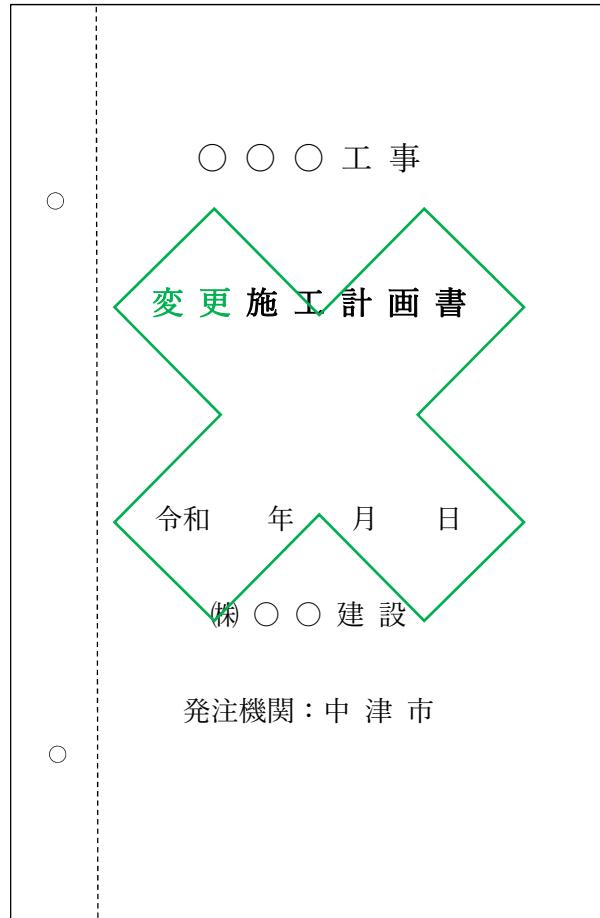
※R4.3月の改訂により「施工計画書の主要船舶・機械と主要資材は、記載不要！」(1-7.施工計画書)を追加したことから、本件も「主要資材」が記載不要となり、これまでの8項目が7項目になりました。

1 -2. 施工計画書(一部改訂)

前回の改訂：緑色

今回の改訂：赤色

工期や数量だけの軽微な変更等で施工計画に大きく影響しない場合には
変更施工計画書は提出不要！



<Memo>

【変更施工計画書提出不要の例】

- ・工期末の精算変更のみの工事概要
- ・施工方法の変更を伴わない工事中の数量の増減
- ・1ヶ月以内の工期延長のみの場合
- ・監督員との協議の結果、不要とした場合

※注意

- ・変更施工計画書は、変更箇所のみの提出でよい
- ・提出時期は、変更の対象工事に着手する前まで

1 -5. 施工計画書(一部改訂)

前回の改訂：緑色

今回の改訂：赤色

施工計画書に記載する施工方法の記載工種は、「主要な工種」等を標準とし、
それ以外は不要！

- (1) 主要な工種
- (2) 共通仕様書の中で「通常の方法でより難い場合は、あらかじめ施工計画書にその理由、施工方法等を記載しなければならない。」と規定されているもの。
- (3) 設計図書で指定された工法
- (4) 土木工事共通仕様書に記載されていない特殊工法
- (5) 施工条件明示項目で、その対応が必要とされている事項
- (6) 特殊な立地条件での施工や、関係機関及び第三者対応が必要とする施工等
- (7) その他
土木工事共通仕様書において、監督員の「指示」「承諾」を得て施工するもの、又は「協議」「報告」「提出」するもののうち事前に記載できるもの、及び施工計画書に記載することとなっている事項について記載する。

「土木工事施工管理の手引き」より

<Memo>

※この内容は、従来より「土木工事施工管理の手引き」の5-7 施工方法に記載されていますが、受注者から、施工計画書の施工方法について記載対象工種を減らしてほしいとのご意見が多くだったので周知のために記載しています。

(大分県工事書類簡素化の手引きより抜粋)

なお、施工計画書に記載する施工方法の記載工種については、計画書作成前に監督員と協議してください。

1-6. 施工計画書(新規)

施工計画書の工事内容は、記載不要！

○○○工事	
施工計画書	
年月日	
(株) ○○建設	
発注機関: ○○土木事務所	

工事概要						
工事名						
担当又は送達名						
工事場所						
請負代金						
契約年月日						
工期間	自 年月日～至 年月日					
発注者	○○土木事務所	万 000-000-000				
	(株) ○○建設	万 000-000-000				
	販賣部 ○○販売	万 000-000-000				
	○○外販部	万 000-000-000				
	販賣部 ○○販売	万 000-000-000				
設計概要	道路改良 ○Om					

工事内容						
工事区分	工種	種別	数量	単位	数量	単位
着工済	土工	自然石工	1	m ²	23	m ²
	基礎工	自然石工	1	m ²	40	m ²
	塗装工	1号塗装工	1	m ²	25	m ²
	ブロック工	ブロック	1	m ²	200	m ²
	鉄筋工	下層鉄筋工	1	m ²	700	m ²
	塗装工	鋼鉄塗工	1	m ²	700	m ²
	抹荒工	瓦張工	1	m ²	700	m ²
	看板工	看板工	1	m ²	1	m ²

<Memo>

※工事概要に設計概要を追加し、具体的な工事内容は記載不要とする。

- ・数量総括表の記載不要。

1-7. 施工計画書(新規)

施工計画書の主要船舶・機械と主要資材は、記載不要！

5-7 主要船舶・機械

- 工事に使用する船舶・機械で、設計図書で指定されている機械(騒音振動、排ガス規制、標準操作等)以外の主要なものについて記載する。
- 摘要欄には用途を明記する。又、交通船と監視船併用の場合は、摘要欄に記載します。

【記載例：主要船舶・機械使用計画】

名 称	規 格	性 能	単 位	部 届	諸 要 欲
台 船	機 製	500t級	基	1	方塊搬付
曳 船	機 製	D3100Ps		1	ゲージン曳航

5-8 主要資材

- 工事に使用する指定材料及び主要資材について、品質検査方法及材料確認時期等について記載する。なお、資材搬入時期と施工工程表が整合していること

【記載例：主要資材計画】

品 名	規 格	予定数量	製造業者	品質評価	搬 入 時 期	諸 要 欲
月	月	月	(確認時期等)			
生コンクリート	21N/m ²	300m ³	○○本社	品質検査書	[] [] []	
鋼 材 鋼	D13	750	△△製鐵	キルケート	[]	
再生リサイクル	RC-40	50m ³	△△製石	品質検査書	[] []	

<Memo>

※指定機械と主要船舶・機械との違い

指定機械とは、設計図書で指定されている機械(騒音振動、排ガス規制、標準操作等)です。

主要機械は、指定されていない他の機械で、積算内容に関わらず受注者の裁量で決定した機械です。

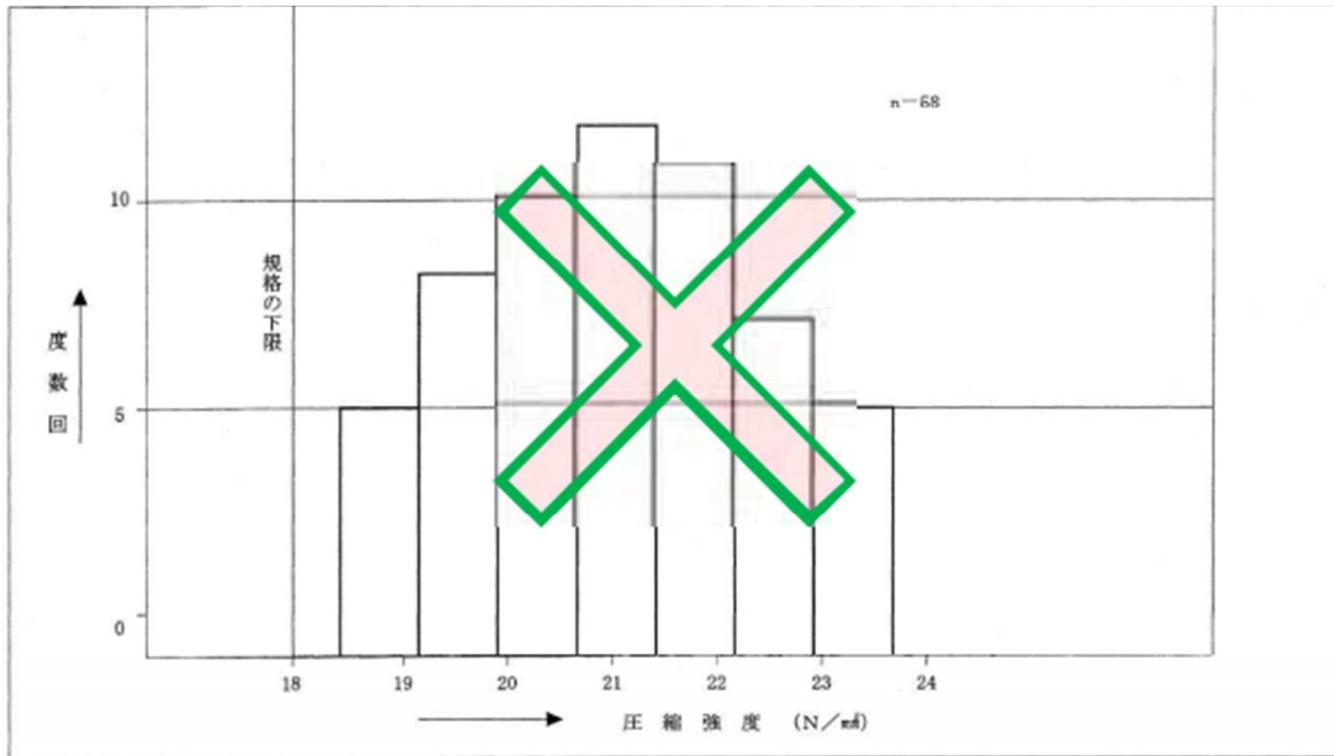
4 -1. 品質管理資料(一部改訂)

前回の改訂：緑色

今回の改訂：赤色

度数表、ヒストグラム、 \bar{X} – R、 X – R s – R m関係の資料

は測定数が8点未満の場合は提出不要！



<Memo>

- ・大分県土木建築部の「土木工事の施工管理基準及び規格値」・「土木工事施工管理の手引き」に記載

※管理ソフト等により、自動的に書き込まれる場合には、そのまま提出してもいいですが、評価には関係ありません。

4-2. 品質管理資料(一部改訂)

前回の改訂：緑色

今回の改訂：赤色

コンクリート二次製品、碎石、アスファルト混合物は、試験成績書、
骨材試験書、アスファルト混合物事前審査委員会の認定書の写し等の
提出不要！

2. コンクリート二次製品の使用承諾は、表2によるものとする。

コンクリート二次製品の使用承認時の添付書類(表2)

添付書類	JIS表示認証書を有する工場の製品		非JIS工場の製品 (注5)
	検査済証交付工場の製品 検査済証 交付製品	その他 の製品	
検査済証の写し	○		
JIS表示認定証の写し		○	○
形状、寸法、重量、配筋等を示す仕様及び図面	○	○	○
配合報告書(配合計算書を含む)	○	○	○
過去5ヶ月間の品質管理資料(注1)		*○	○
鉄筋ミルシート		*○	○
製造過程写真(注2)			○
OMR(品質管理責任者)、コンクリート技士及び主任技士の資格証等の写し			○
材令28日の圧縮強度試験成績書(注3)			○

検査済証とは、「大分県土木建築部が発注する工事に使用するコンクリート二次製品の工場検査要領」第6条に基づいて交付されるものである。

品質管理基準及び規格値

工種	種別区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等に上る確認
2 ブレキヤストコンクリート製品	施工	製品の外観検査 (角欠け・ひび割れ調査)	目視検査 (写真撮影)	有害な角欠け・ひび割れの無いこと	全数		
3 ブレキヤストコンクリート製品	施工	製品の外観検査 (角欠け・ひび割れ調査)	目視検査 (写真撮影)	有害な角欠け・ひび割れの無いこと	全数		
4 ブレキヤストコンクリート製品 (その他)	施工	製品の外観検査 (角欠け・ひび割れ調査)	目視検査 (写真撮影)	有害な角欠け・ひび割れの無いこと	全数		

※ 品質管理監査会議「合格証」及び工事検査室「確認済証」の写しを監督員に提出することにより試験成績表等の提出を省略できる。

<Memo>

・コンクリート二次製品は使用承認時に、各製品毎に○印の書類を添付することから、品質管理資料としては、製品の外観検査（角欠け、ひび割れ調査）の写真を提出

・碎石については使用承認時に公的機関の骨材試験書（ふるい分け・修正 CBR 等）が提出されている場合は、品質管理資料としての提出は不要

・アスファルト混合物についても使用承認時にアスファルト混合物事前審査委員会の認定証の写しが提出されている場合は、品質管理資料としての提出は不要

※本県では、県内で生産されるコンクリート二次製品について、年2回の工場検査を実施することにより、工事施工者等が行う製品の使用承認時の手続きについて省略化できるようにしています。

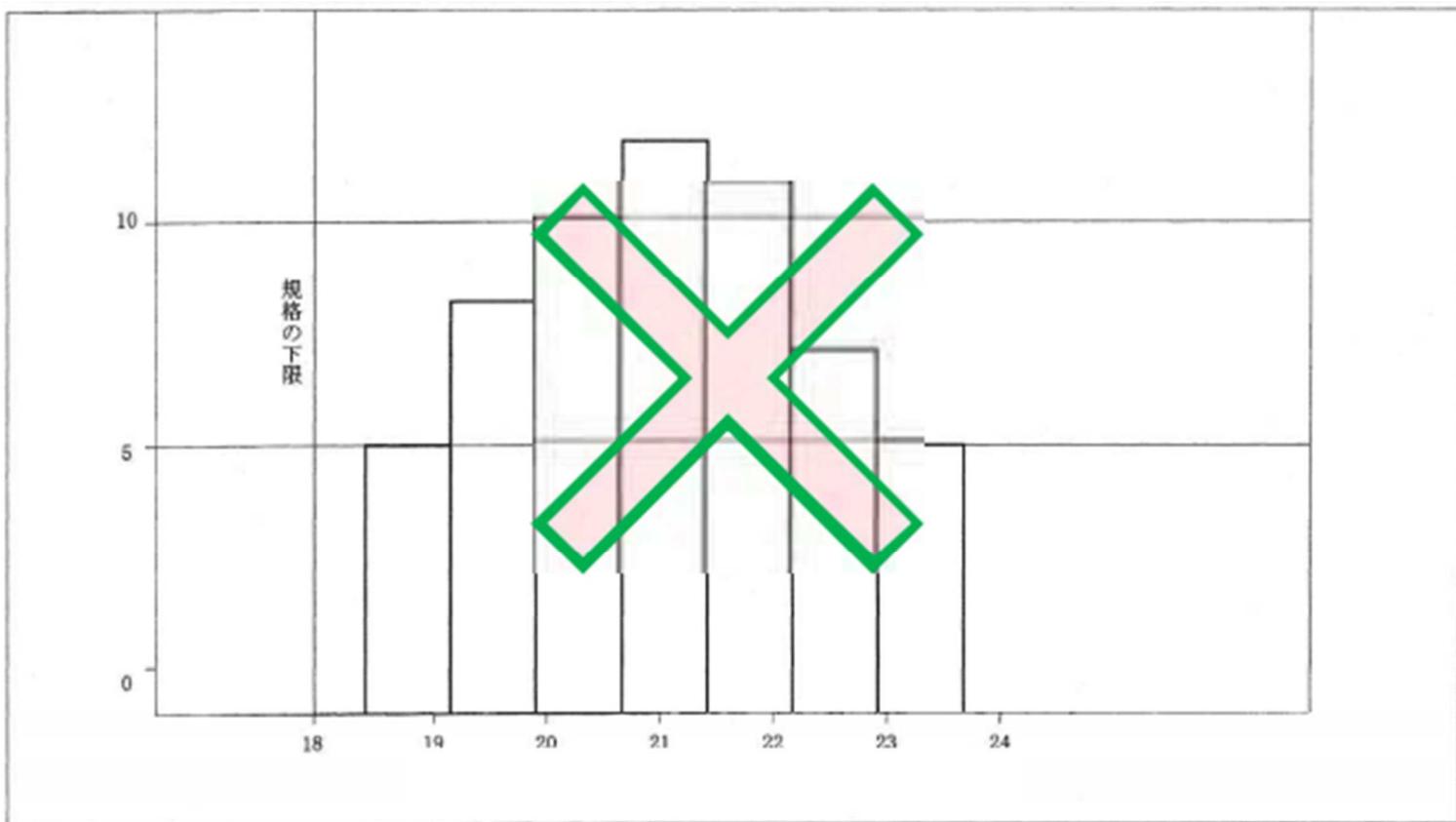
(大分県工事書類簡素化の手引きより抜粋)

5 -1. 出来形管理資料(一部改訂)

前回の改訂：緑色

今回の改訂：赤色

出来形管理資料には、ヒストグラムは不要！



<Memo>

- ・大分県土木建築部の「土木工事施工管理の手引き」に記載

※管理ソフト等により、自動的に書き込まれる場合には、そのまま提出してもいい

5 -3. 出來形管理資料(一部改訂)

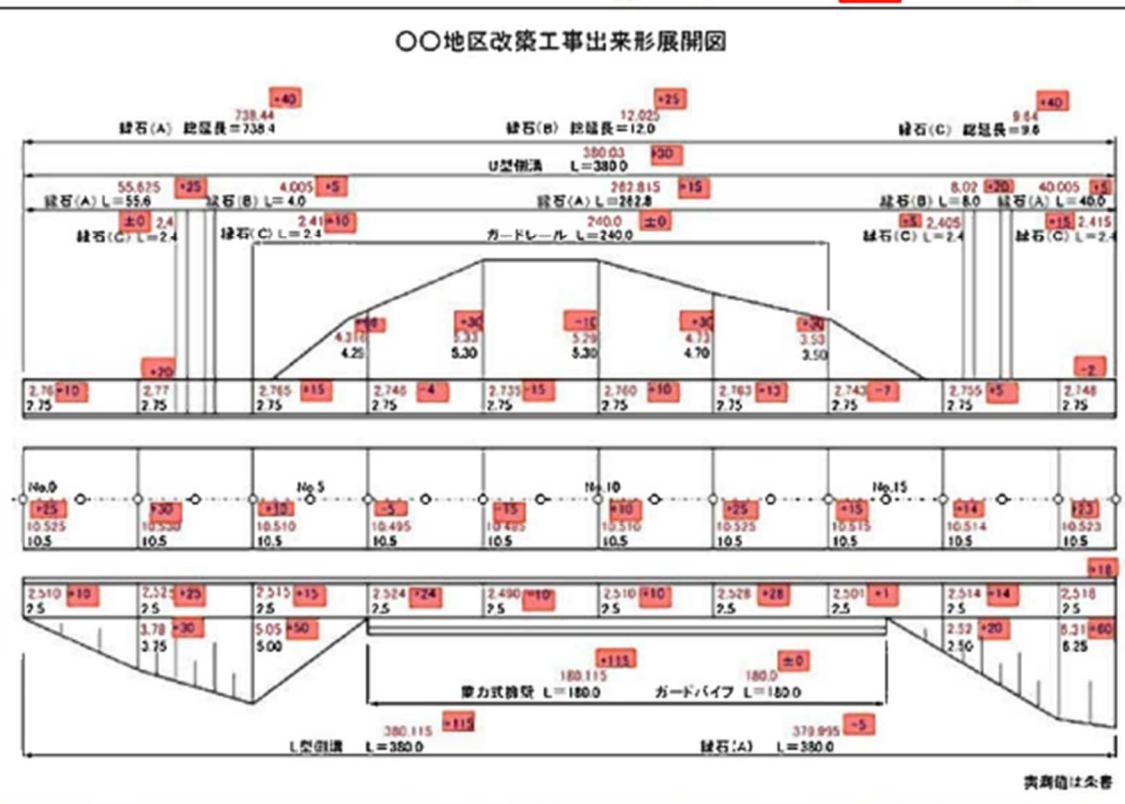
前回の改訂：緑色

今回の改訂：赤色

出来形管理展開図には、出来形管理図表で確認できるものについて
設計値と実測値の差(±)の記載は不要！

※出来形管理図表で確認できれば 部分を省略できる

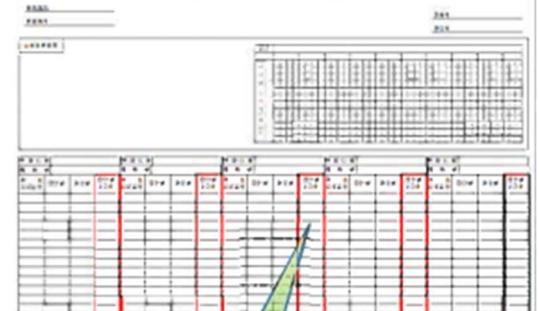
○○地区改築工事出来形展開図



<Memo>

※図面作成ソフトにより自動的に「土」が表示されるような場合には、そのまま提出してもいいですが、評価には関係ありません。

出来形管理図表



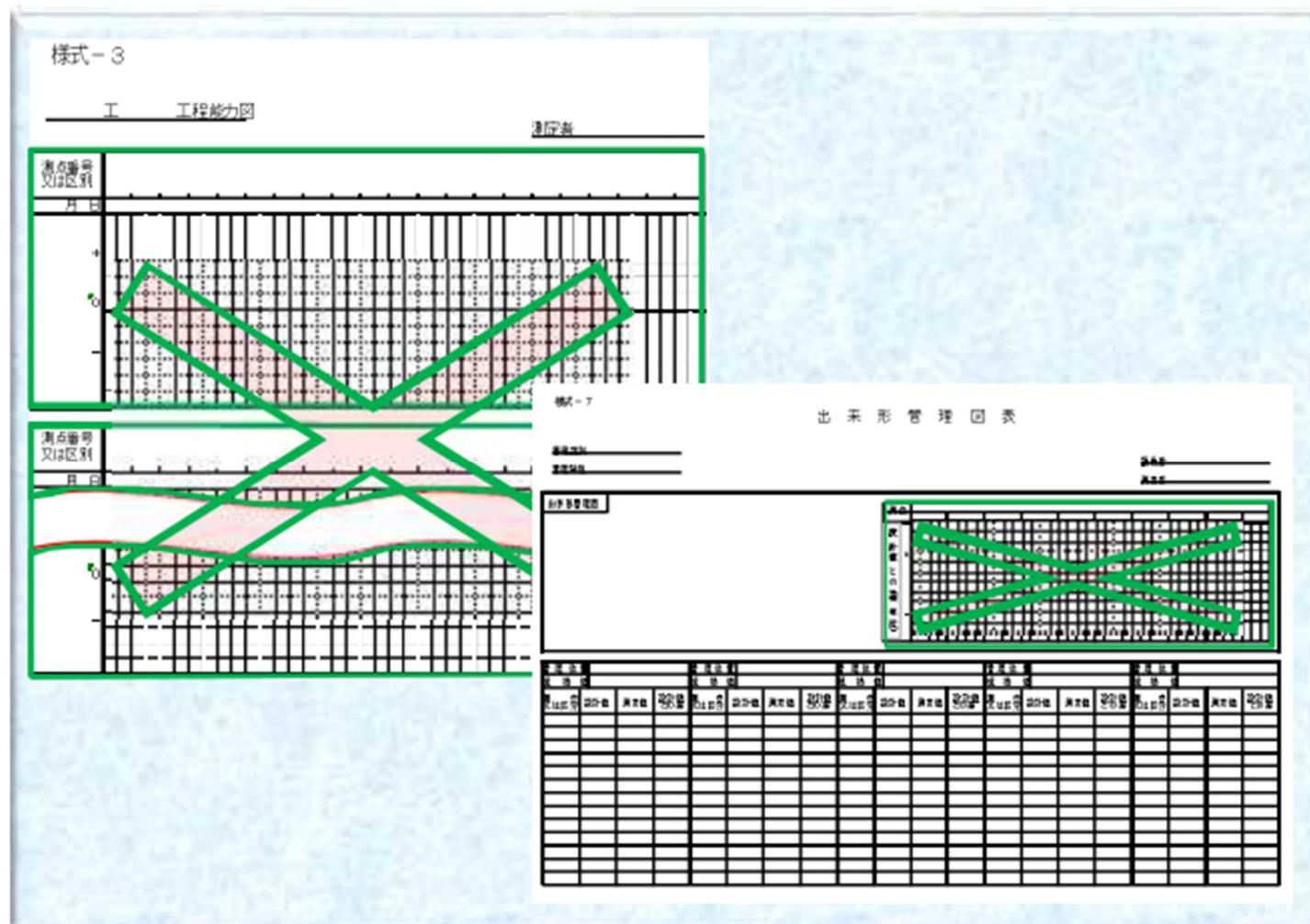
設計値 との差
+10
+20
+15
-4
-15

5 -4. 出来形管理資料(一部改訂)

前回の改訂：緑色

今回の改訂：赤色

出来形管理の測定点が8点未満の工種は、能力図作成不要！



<Memo>

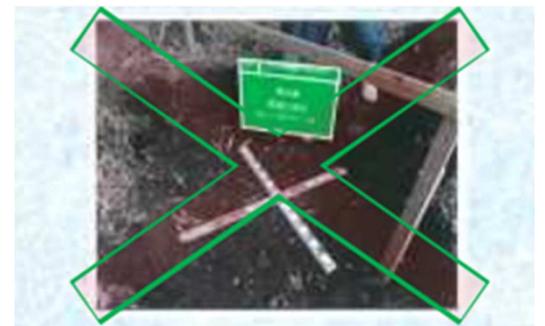
※管理ソフトにより、自動的に能力図
が表示されるような場合には、その
まま提出してもいいですが、評価に
は関係ありません。

5 -5. 出來形管理資料(一部改訂)

前回の改訂：緑色
今回の改訂：赤色

作業土工については、出来形管理図表は作成不要！

<Memo>



出来形管理写真も不要
※基礎の状況が分かればよく、検測の必要なし

- ・あくまで作業土工が対象となるため、道路工事の道路土工、上下水道工事の管路土工などは作業土工ではないため、作成が必要
 - ・監督員に作成の要否を確認

床掘(作業土工)の段階確認の内容(目視)

- ・平坦性
 - ・土質の状況

※作業土工には、基準高、延長、幅等の管理基準はありません。

7-1. 品質証明資料(一部改訂)

前回の改訂：緑色

今回の改訂：赤色

社内検査資料は、検査で使用した管理書類を提示！



提示任意



社内検査で使用
した管理図表等

<Memo>

- ・社内検査は、施工者として品質を確保するための取り組み
- ・状況写真の提示は任意
- ・体裁を整える必要なし

※社内検査は、工事に問題がないか施工者が確認する自主的な検査ですので、社内検査の実施の有無は問いません。また、実施の場合、提示書類は会社独自の管理資料でかまいません。併せて管理写真の提示も任意とします。
検査では、施工計画書等に記載された社内の管理基準等に基づき管理されているかについて確認しています。

8 -2. 安全管理資料(一部改訂)

前回の改訂：緑色

今回の改訂：赤色

K Y、機械点検、足場点検等の記録資料は、原本を提示！

<p>名前 元 年 月 日 (年日)</p> <p>危険予知活動表</p> <p>工事名:</p> <p>本日の作業内容</p> <p>元請からの指示事項</p> <p>協力からの指示事項</p> <p>前回にヤリハット報告</p> <p>ヒヤリハット事例、対応</p> <p>① 今日の発生した問題がありますか? 発生例: ○○の工具、○○道具等 原因例: 安全装置が外れました。ワイヤーに 1. 人物傷害(打撲) 2. 人物傷害(落物・倒伏) 3. 4.</p> <p>② 私たちにこうします! 改善方法は実行済み、未実行の場合は 1. 既にあります。 2. 未だあります。 3. 4.</p> <p>本日のワンポイント</p> <p>※</p> <p>点検箇所別問題箇所一覧表</p> <p>機械名: バッカホーク</p> <p>工事名: _____ 責任者名: _____</p> <p>※ 取扱い注意事項</p> <p>1. 運転操作は、有資格者で行なう。</p> <p>2. 修理、アタップ、その他の作業では、安全装置を外さない。</p> <p>3. 作業は、作業計画書に従って行なう。</p> <p>4. 路肩・斜肩での運転は、確認する。</p> <p>5. 作業中は横臥しない。</p> <p>6. 合図は確認してから行なう。</p> <p>7. 運転席を離れる場合は、キーを取る。</p> <p>8. 主たる用途以外のキーを取る。</p> <p>※ 点検箇所に、直欄を記入する</p> <p>點検箇所: 点検箇所 ① エンジン</p> <p>日常点検表</p> <p>機械名: ダンブトラック</p> <p>工事名: _____ 責任者名: _____</p> <p>※ 取扱い注意事項</p> <p>1. 運転操作は、有資格者で行なう。</p> <p>2. 作業は、作業手順書に従って行なう。</p> <p>3. 後退時の運転は、確認する。</p> <p>4. 作業区画内は徐行速度守ること。</p> <p>5. 積み込みの際は運転操作を離さない。</p> <p>6. 運転席を離れる場合は、キーを取る。</p> <p>7. 主たる用途以外のキーを取る。</p> <p>8. ダンプ時は、周囲</p> <p>わく組足場 日常点検表</p> <p>工事名: _____ 責任者名: _____</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>箇所</th> <th>直欄 内容</th> <th>月/日</th> <th>7/9</th> <th>7/10</th> <th>7/11</th> <th>7/12</th> <th>7/13</th> <th>7/14</th> <th>7/15</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>脚部材の曲がり、変形等はないか。</td> <td></td> <td>/</td> <td>/</td> <td>/</td> <td>/</td> <td>/</td> <td>/</td> <td>/</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>脚部の滑動、沈下防止措置はよいか。(則570)</td> <td></td> <td>/</td> <td>/</td> <td>/</td> <td>/</td> <td>/</td> <td>/</td> <td>/</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>連絡の間隔はよいか。垂直か、ジョイントは確実にロックしているか。</td> <td></td> <td>/</td> <td>/</td> <td>/</td> <td>/</td> <td>/</td> <td>/</td> <td>/</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>木材は水平か、固定状況はよいか。</td> <td></td> <td>/</td> <td>/</td> <td>/</td> <td>/</td> <td>/</td> <td>/</td> <td>/</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>空気栓を全面に設けてあるか。(則570)</td> <td></td> <td>/</td> <td>/</td> <td>/</td> <td>/</td> <td>/</td> <td>/</td> <td>/</td> </tr> <tr> <td colspan="10">床面から90cm以内、水平方向8m以内にてに限つたが、また</td> </tr> </tbody> </table>	箇所	直欄 内容	月/日	7/9	7/10	7/11	7/12	7/13	7/14	7/15	1	脚部材の曲がり、変形等はないか。		/	/	/	/	/	/	/	2	脚部の滑動、沈下防止措置はよいか。(則570)		/	/	/	/	/	/	/	3	連絡の間隔はよいか。垂直か、ジョイントは確実にロックしているか。		/	/	/	/	/	/	/	4	木材は水平か、固定状況はよいか。		/	/	/	/	/	/	/	5	空気栓を全面に設けてあるか。(則570)		/	/	/	/	/	/	/	床面から90cm以内、水平方向8m以内にてに限つたが、また									
箇所	直欄 内容	月/日	7/9	7/10	7/11	7/12	7/13	7/14	7/15																																																													
1	脚部材の曲がり、変形等はないか。		/	/	/	/	/	/	/																																																													
2	脚部の滑動、沈下防止措置はよいか。(則570)		/	/	/	/	/	/	/																																																													
3	連絡の間隔はよいか。垂直か、ジョイントは確実にロックしているか。		/	/	/	/	/	/	/																																																													
4	木材は水平か、固定状況はよいか。		/	/	/	/	/	/	/																																																													
5	空気栓を全面に設けてあるか。(則570)		/	/	/	/	/	/	/																																																													
床面から90cm以内、水平方向8m以内にてに限つたが、また																																																																						

<Memo>

- ・法令で定められている点検記録等を提示
 - ・会社又は現場事務所に保管してある書類をそのまま提示

8 -3. 安全管理資料(一部改訂)

前回の改訂：緑色

今回の改訂：赤色

社内パトロール資料は、実施記録一覧表または社内管理資料の提示のみ！

<Memo>

- ・パトロール資料や状況写真の提示不要
 - ・一覧表を含め、会社独自で管理している様式での提示も可

9 -2. 写真管理資料(一部改訂)

前回の改訂：緑色

今回の改訂：赤色

黒板の文字（設計値、実測値等）が確認できれば、写真帳の添え書きは不要！



舗装工
下層路盤工
橋脚管理
設計値 T=150
実測値 ① T=150
実測値 ② T=150
実測値 ③ T=150
実測値 ④ T=150
実測値 ⑤ T=160
No.43+80

<Memo>

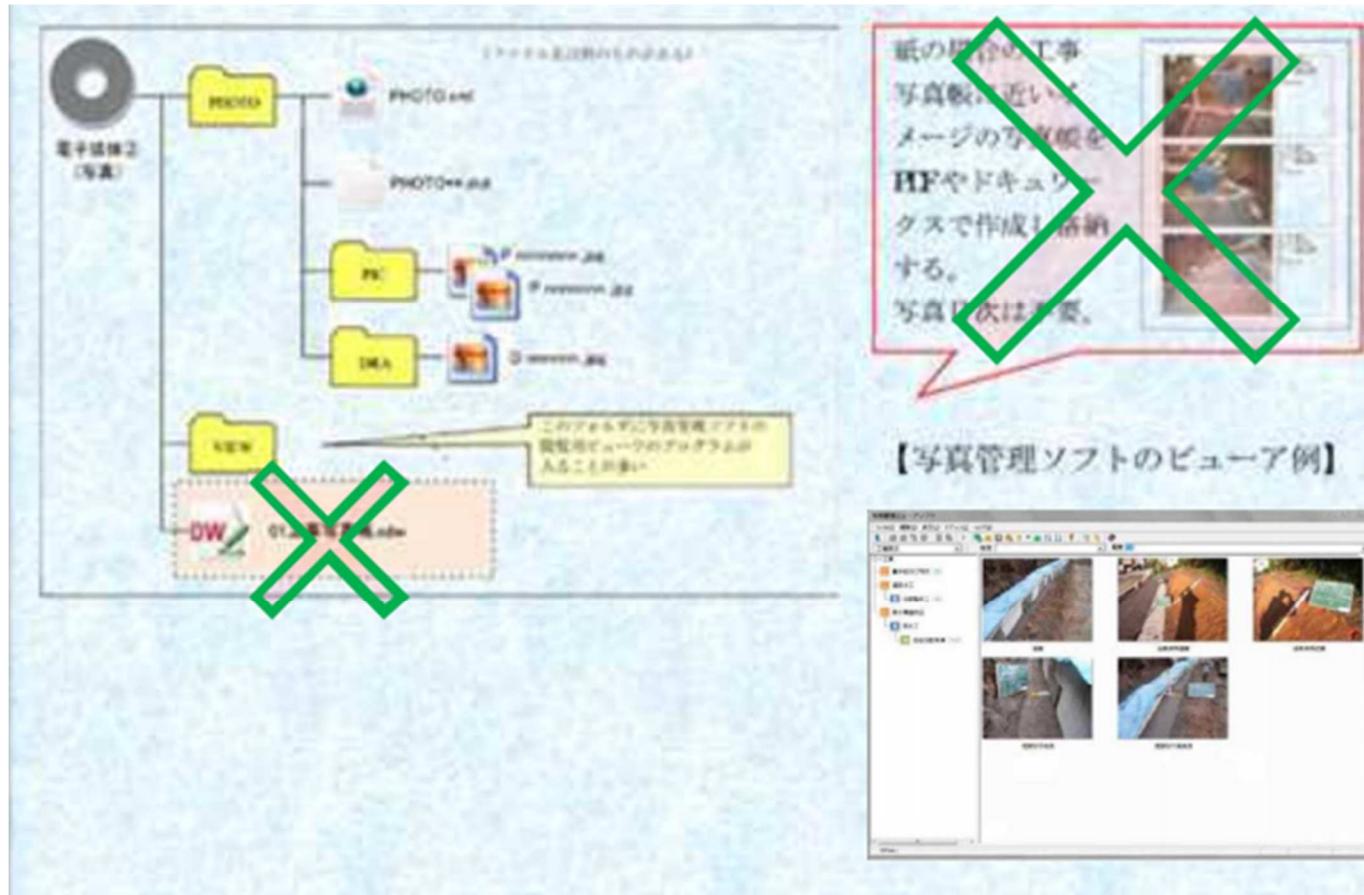
- ・電子納品で写真を拡大することで文字が読める場合も添え書きは不要
- ・黒板を入れて撮影
- ・黒板に誤記があれば添え書きにて修正の追記

※写真管理ソフト等により、自動的に添え書きされる場合には、そのまま提出してもいいですが、評価には関係ありません。

9 - 4 . 写真管理資料

前回の改訂：緑色
今回の改訂：赤色

電子納品において写真管理ソフトを使う場合はソフトのデータをビューアとともに提出し、写真帳形式での提出は不要！



詳しくは 48～49 ページ参照

10-1. 建設副産物(一部改訂)

前回の改訂：緑色

今回の改訂：赤色

契約書、計量伝票、マニフェストは、原本を提示！



<Memo>

- ・A表の照合・確認欄に日付、検印(サインでも可)があるかチェック
- ・許可証は、写しを提示

※電子マニフェストを導入すれば事務の簡素化が図られます。

【導入のメリット】

- 事務処理の効率化(事務負担の軽減)
- ・操作が簡単で手間がかからない
 - ・マニフェスト(現物)の保存が不要
 - ・廃棄物の処理状況の確認が容易
 - ・終了報告の送付の手間を省くことができる(処理業者)
 - ・過去5年間に登録したマニフェスト情報を容易に照会できる
 - ・照会したマニフェスト情報のダウンロード(集計・加工)が可能
 - ・産業廃棄物管理票交付等状況報告が不要

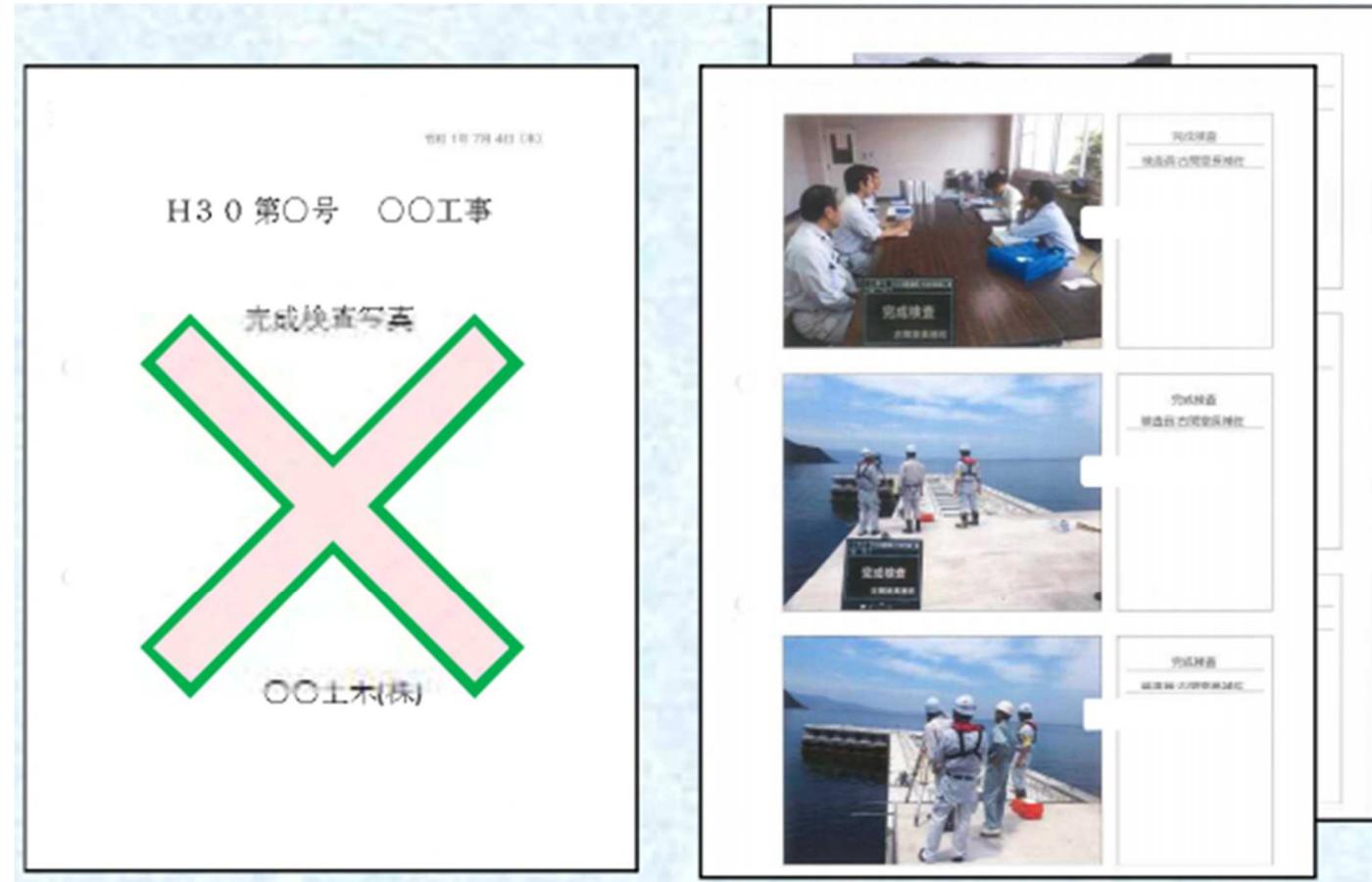
(大分県のホームページより)

11-4. その他(一部改訂)

前回の改訂：緑色

今回の改訂：赤色

検査状況写真は、6枚以内が目安！



<Memo>

- 1ページ（裏表）が目安
- 書類検査状況は1枚で可
- 表紙も不要
- 検査の状況が分かればよく、工種
が多い場合でも代表的な写真で
OK

11-6. その他(一部改訂)

前回の改訂：緑色

今回の改訂：赤色

元請一下請間の検査、引受書は、提示のみ！

【例】 令和〇〇年〇〇月〇〇日

(元請会社側) 署	(下請会社側) 印
引き取り検査願	
下記工事について、実成したので引き取り検査をお願いします。	
工事名 令和〇〇年度 〇〇〇〇第〇一〇号 〇〇〇〇工事	
検査希望日 令和〇〇年〇〇月〇〇日	

令和〇〇年〇〇月〇〇日	
(下請会社側) 署	(元請会社側) 印
工事目的物引受書	
上記引き取り検査願のあった工事について、工事目的物を引き受けします。	
検査年月日 令和〇〇年〇〇月〇〇日	

<Memo>

- ・受発注者間で行うように、元請下請間でも行うもの
- ・提示書類はコピーでもOK

<参考>

建設工事標準下請契約約款

(検査及び引渡し)

第二十七条 下請負人は、工事が完成したときは、その旨を書面をもって元請負人に通知する。

2 元請負人は、前項の通知を受けたときは、遅滞なく下請負人の立会いの上工事の完成を確認するための検査を行う。この場合、元請負人は、当該検査の結果を書面をもって下請負人に通知する。